

# 大川市議会第3回定例会会議録

令和元年9月2日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

## 欠席議員

なし

## 2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市長	倉重良一
教育長	記伊哲也
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	馬淵嘉臣
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	橋本浩一
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳
上下水道課長	佐田重徳

学 校 教 育 課 長 石 橋 正 隆  
監 査 事 務 局 長 岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 石 橋 英 治  
議 会 事 務 局 書 記 吉 田 嘉 久  
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子  
議 会 事 務 局 書 記 溝 上 希

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

- 報告第5号 専決処分の報告について（交通事故による公用車の損害賠償）
- 報告第6号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第21号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第23号 大川市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 議案第24号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第25号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 大川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第30号 大川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第31号 大川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 平成30年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第33号 平成30年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第34号 平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 議案第35号 平成30年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 議案第36号 平成30年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第37号 平成30年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第38号 平成30年度大川市上水道事業会計決算認定について
- 議案第39号 平成31年度大川市一般会計補正予算
- 議案第40号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 議案第42号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第43号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第44号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第45号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第46号 大川市教育委員会委員の選任について
- 議案第47号 大川市監査委員の選任について
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについて

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第5号、第6号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第41号～第47号、諮問第1号)

1. 天 皇 陛 下 御 即 位 奉 祝 賀 詞 の 件

---

午前 9 時 30 分 開会

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第 3 回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第 5 号 専決処分  
の報告について（交通事故による公用車の損害賠償）など、30件であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から 9 月 20 日  
までの 19 日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 19 日間と決  
定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりと  
いたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い諸般の報告を行います。

例月出納検査結果並びに定期監査について、監査委員から報告がっておりますので、御  
報告申し上げます。

なお、これらの内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それ  
より御承知のほどをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 31 分 休憩

午前 9 時 49 分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案30件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第5号 専決処分の報告について（交通事故による公用車の損害賠償）から、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてまでの案件30件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

### ○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、令和元年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多端な中にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、先週の大雨において、佐賀県を中心に大きな被害が発生をいたしました。この大雨によって亡くなられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方にお見舞いを申し上げ、早期の復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は30件ありますが、その内訳は、報告2件、条例議案11件、決算認定に関する議案6件、予算議案2件、その他9件であります。

まず、報告第5号 専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

次に、議案第21号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、氏に変更があった場合、本人からの届け出により旧氏を住民基本台帳に併記できるとともに、外国人に係る住民票登録について、片仮名等での通称登録が可能となっておりますので、印鑑登録においても、旧氏等での登録ができるよう所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第22号 大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてから、議案第24号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの3議案につきましては、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設されるため、制度導入に当たり本市の会計年度任用職員に係る給与等に関する条例を制定し、あわせて関係条例の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第25号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法の一部が改正され、職員の資格要件において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されましたので、退職手当の支給制限に関し所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第26号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行により、市民税及び軽自動車税の税目における見直し等が行われたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第27号 大川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格（J I S）の表記が日本産業規格（J I S）に変更されましたので、本表記を引用する関係条例を整備するとともに、地方自治法の一部改正に伴う引用条項のずれについて、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第28号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第29号 大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、両議案とも、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国の関係法令が改正されましたので、これに準じて所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第30号 大川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金に係る償還

金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大とともに、市町村における合議制機関の設置が明記されたこと等を踏まえ、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第31号 大川市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等に係る消防団員の欠格条項を削除するとともに、本年4月の消防広域化に伴う消防団員の資格要件及び服務規律について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第32号 平成30年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度の大川市上水道事業会計未処分利益剰余金1,283,646,965円のうち、125,785千円を建設改良積立金に積み立て、剰余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第33号 平成30年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第37号 平成30年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括して御説明申し上げます。

5議案とも、それぞれ平成30年度歳入歳出決算の認定をお願いするものでありまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書及び当該決算に係る主要な施策の成果を説明する附属書類を配付しておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第38号 平成30年度大川市上水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書を添えて提出しておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第39号 平成31年度大川市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

民生費につきましては、障害者福祉管理システム改修業務委託料162千円、生活保護システム改修業務委託料1,232千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、畜産振興総合対策事業費補助金110千円、農地耕作条件改善事業費10,060千円、排水ポンプ施設整備事業費80,322千円を計上いたしております。

商工費につきましては、プレミアム付商品券事業交付金205,000千円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、平成29年7月の豪雨により被災した漁港施設、令和元年7月の豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業費79,611千円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は376,497千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債をもって充当する次第であります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第40号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金及び平成30年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金について補正しようとするものでありまして、これが財源といたしましては、繰越金をもって充当する次第であります。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結につきましては、本市における行政サービス、防災の拠点施設として、市庁舎の耐震化及び長寿命化を図るための耐震補強他改修工事を施工するに当たり、去る8月8日、条件付き一般競争入札を行いましたので、工事請負契約の締結について、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号から議案第45号までの工事請負契約の一部変更につきまして、一括して御説明申し上げます。

4議案とも、統合中学校であります大川桐薫中学校並びに大川桐英中学校の建設に係る工事請負契約について、契約金額を変更するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 大川市教育委員会委員の選任についてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市教育委員会委員に一ノ瀬直子君を再度選任しようとするものであります。



同君は、人格識見ともにすぐれ、社会的信望も厚く、教育、学術及び文化に関してすぐれた識見を必要とする市教育委員会委員として最もふさわしい人物と考えますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第47号 大川市監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、識見を有する者の中から選任する監査委員として、今泉貞則君を再度選任しようとするものであります。

御承知のとおり、同君は、市職員として地方公共団体の事業の経営管理その他行政運営に関し豊富な経験と知識を有しており、本市監査委員として最適任であると考えますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として、石丸信子君を推薦しようとするものであります。

同君は、人格識見ともにすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（川野栄美子君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。

ただいま議題といたしております案件のうち、報告第5号 専決処分の報告について（交通事故による公用車の損害賠償）、報告第6号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第41号 工事請負契約の締結について、議案第42号 工事請負契約の一部変更について、議案第43号 工事請負契約の一部変更について、議案第44号 工事請負契約の一部変更について、議案第45号 工事請負契約の一部変更について、議案第46号 大川市教育委員会委員の選任について、議案第47号 大川市監査委員の選任について、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについての以上10件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、まず、報告第5号及び報告第6号の2件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第5号及び報告第6号については、以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。

よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。

よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第42号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。

よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第43号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。

よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第44号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。

よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第45号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 大川市教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。

よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第46号 大川市教育委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第47号 大川市監査委員の選任についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。

よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第47号 大川市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。

よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。

議員各位には、さきの議員協議会で御協議いただいたとおり、天皇陛下の御即位をお祝いし、本市議会として、天皇陛下に賀詞を奉呈いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、奉呈いたします賀詞については、お手元に配付の案文のとおりいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいま議決いたしました賀詞は、議長において速やかに奉呈いたしたいと思っておりますので、皆様御了承のほどお願いいたします。

次に、この際、お諮りいたします。

あす9月3日と4日の2日間は、議事の都合により休会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は、来る5日、午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

なお、ここで、先ほど大川市教育委員会委員に選任同意されました一ノ瀬直子君並びに大川市監査委員に選任同意されました今泉貞則君から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。

まず、一ノ瀬直子君お願いいたします。

○教育委員（一ノ瀬直子君）（登壇）

おはようございます。ただいま大川市教育委員会委員として選任に御同意いただきましてありがとうございます。一ノ瀬直子と申します。

微力ではございますが、教育行政につきまして誠心誠意努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

**○議長（川野栄美子君）**

ありがとうございました。

次に、今泉貞則君お願いいたします。

**○監査委員（今泉貞則君）（登壇）**

おはようございます。ただいま監査委員の選任に御同意いただきました今泉貞則でございます。

微力ではございますが、引き続き監査委員の責務を全うしたいと考えております。一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。きょうはありがとうございました。

**○議長（川野栄美子君）**

ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時13分 散会